

「伝統行事」を支えるプロセス

— 諏訪大社上社御柱祭における用材伐採行事をめぐって —

石川 俊介

要旨

所謂「伝統的事象」が、現状との折り合いのなかで、変化していくことは宿命であるが、特に宗教的「伝統行事」においては、その行事の意味づけや価値を支える儀礼等のプロセスの権威性・連続性の維持が重要であると思われる。本稿では、諏訪大社上社御柱祭を事例に、祭りの存続に欠かせない御柱用材の確保に関する変化によって、諏訪大社の神事がどのように変更されたかについて論じる。

上社御柱祭では、8本の御柱の建て替えが行なわれるが、近年は、御柱となる樫の用材の確保が困難になっている。ここ3回の祭りにあたっては、「伝統的」調達地からの調達を見合わせ、別の場所からの調達を行った。それに伴い、伐採に関わる神事も一部変更された。神事の変更は、御柱祭の宗教的意義を危うくする可能性がある。しかしながら、変化に対応し神事のプロセスを変更することで、その「伝統性」を維持したとも考えられる。

はじめに～本研究の背景

あらゆる「伝統的事象」は変化を余儀なくされる。その要因は、自然環境や社会状況などの外部的なものや、その事象を支える（「伝承」する）個人ないし集団の「内面的改修」（ギアツ1987）のような内的なものに大別できるが、実際は様々な個別の要因が複雑に絡み合うことによって、変化が起こると考えられる。

その変化とは、形式等の実質的变化と、目的・意味づけ等の「象徴の変化」に区分できる。この二つの変化は、相互に関係している。特に祭りのような、宗教的意味付けを担保として行なわれている「伝統行事」は、形式と意味付けが対となっていると考えられがちである。実際は、実質的变化が見られても、象徴の変化は起こっていない場合がある。また、その逆も起こりうる。あるいは、両者が連関、ないしはまったく分離し、総体的な変化を起こしている場合もあるだろう。しかし、このような状況は稀であると考えられる。

本稿では、実質的な変化を余儀なくされた「伝統行事」である諏訪大社上社御柱祭において、その宗教的意味付けを支える、諸行事（神事）がどのように変化したのかについて述べる。

1. 諏訪大社御柱祭について

長野県のほぼ中央部にある、諏訪湖を中心とした地域が諏訪地域である。現在は3市（岡谷市・諏訪市・茅野市）2町（諏訪郡下諏訪町・同、富士見町）1村（諏訪郡原村）があり、その総人口は約21万人である。歴史的に諏訪地域は、江戸時代の諏訪藩（高島藩）の領域とほぼ重なり、江戸幕府成立から明治維新まで存続した、諏訪氏によって統治されていた。

諏訪大社はこの諏訪地域の人々（崇敬者）を氏子とする神社である。信濃国一之宮である当社は、上社（本宮、前宮）・下社（春宮、秋宮）から成る神社で、全国各地にある諏訪系神社

の総本社である。江戸時代、諏訪藩と諏訪大社の結びつきは強く、藩の後ろ盾によって社地が安堵されていたほか、祭事の執行についても藩の意向が大きく反映されていた。この諏訪大社の式年造営祭である、諏訪大社式年遷宮御柱大祭（諏訪大社による正式名称）は、通称、御柱祭や、「おんばしら」などと呼ばれ、7年目毎、申と寅の年に行われる。

かつては境内の建物全てを建て替える、造営・遷宮祭であったとされるが、現在は御宝殿の造営¹と御柱16本（四宮に各4本）の建て替えが行われるのみである。このような祭りの形式は、江戸時代にほぼ確立したと考えられる。建て替えられる御柱は樅の木であり、諏訪地域や周辺部の山林から伐り出される。上社は八ヶ岳連邦阿弥陀岳山麓の御小屋山、下社は下諏訪町北部の東俣国有林が御柱用材の「伝統的」調達地となっている。

祭りにおいて奉仕するのは、諏訪地域6市町村（旧諏訪郡）の氏子である。諏訪地域は、明治11年（1878）時の旧村を基本単位とする、上社・下社の奉仕地域に分かれ、それぞれが8つの担当地区を組む。すなわち、例外はあるが、上社・下社それぞれ8本の御柱の曳建を8地区が受け持つ。

御柱祭に関する行事は、下社ではその2年前から、上社ではその前年から本格的に始まる。御柱用材を選定する見立ての行事を経て、下社の用材は前年の5月頃、上社の用材は当年の3月に伐採される。また、御柱祭前年から、各担当地区の氏子組織でも組織作りや練習が本格化するほか、自治体や警察などの各関係機関同士の調整や打合せが行われる。このように御柱祭は、諏訪大社の祭りである以上に、諏訪地域の様々な人々に関わる一大行事として行われている。

御柱祭本番は4月の山出し祭と5月の里曳き祭に分かれている。山出し祭では、急坂から御柱を落とす「木落し」（上社・下社）、川に御柱を落とし対岸に渡す「川越し」（上社のみ）、住宅地の狭いカーブをくぐり抜ける「大曲」（上社・下社）等の難所があり、荒々しい祭り姿が山里に展開される。これらの難所は、氏子たちの見せ場でもあり、多くの見物客が集まる。特に、木落し坂周辺には有料の観覧席が設けられるほどである。

一方、里曳き祭では趣が変わり、騎馬行列や長持などの様々な風流物が御柱行列とは別個に行われ、華やかな都市の祭礼絵巻が展開する。里曳き祭の最後には、御柱が各宮境内に曳きつけられ、建て御柱が行われる。また、5月に下社春宮、6月に上社本宮で、新しい御宝殿に御神輿と御宝物が遷御される御宝殿遷座祭が行われ、御柱祭は終了する。

2. 御柱用材とその調達について

2-1. 御柱用材

諏訪大社では現在、樹齢150～200年の樅を用材としている。樹種としてはウラジロモミである。ウラジロモミは、本州～四国の標高1000～2000メートルの高山帯に植生し、その名の通り葉の裏が白っぽいという特徴がある。平成22年度の本宮一の柱は、伐採時の計量では、目通り周囲3m25cm、長さ約19m、重さ約9tであった。御柱は境内に建てる際に、定められた長さに切り揃えられる。一の柱は五丈五尺（約16、6メートル）の長さとなる。二の柱以降は、順に五尺落ちとなる。

諏訪大社の御柱が全て樅である理由はよくわかっていない。管見の限り、樅にまつわる宗教的・民俗的な意味づけを確認できなかった。実際に用材の加工の役に就く氏子たちからは、樅を御柱とする理由について、以下のような説明をうけた。

- ・成長が早く、巨木になりやすいこと
- ・比較的軟らかく、加工しやすいこと
- ・曲がりが少ないこと
- ・建材としての価値（価格）が低いこと

なお、樅がいつから御柱として用いられているかは不明である。他の神社では樅以外の樹種が用いられていることも多い。諏訪地方では諏訪大社にならって樅を用いることが多いようだが、他にも松（カラマツ、アカマツ）、杉、檜が用いられている。

2-2. 用材調達地

用材が調達される（伐り出される）山が上社・下社それぞれにある。上社は八ヶ岳連邦阿弥陀岳山麓の御小屋山にある、諏訪大社社有林である。この山林の広さは現在約 43 ヘクタールとされる。御小屋山からの用材調達の起源については不明であるが、後述する御小屋明神社に「天正十二甲申六月」の銘があることから、室町時代後期（16 世紀後半）からは用材が伐られていたと考えられる（宮坂精通 1956 18）。それ以前の用材調達地についての資料は乏しく、よくわかっていない。

下社は、東俣国有林内にある「御柱の森」である。南信森林管理署所管の山林であり、その広さは約 383 ヘクタールである。また、2010 年諏訪大社は、御柱用材のために同国有林近くの下諏訪町町有林 15 ヘクタールを購入した。

諏訪大社では、調達地が固定されているが、他の神社の用材調達では、地元区の区有林、林業組合林、財産区林等から氏子自らが選別・伐採する場合と、私有林から寄進される場合がある。

2-3. 山作

歴史的に御小屋山は、茅野市神之原区（旧神之原村）に在住する「山作²」によって管理されている。500 年を越える歴史をもつ神之原は、八ヶ岳山麓の中央部に位置している。江戸時代の新田開発が及ぶまで、八ヶ岳山麓は、諏訪大社が管理する神野（じんや、こうや）と呼ばれ、一般の人々の活動が禁止されていた。神之原はその縁にある集落のひとつであった。御小屋山での用材調達を専門に奉仕する集落が置かれ、神之原と呼ばれるようになったと推測される。

山作の初代は天正年間ではないかとされている（宮坂光昭 1992 175）。文献にはじめて登場するのは、天正六年に定められた『上諏訪造営帳』である（宮坂精通 1956 20-22）。江戸時代以降の山作の仕事は、いくつかの文献から明らかになっている。詳細については省略するが、山作は用材の見立てから伐採に奉仕しただけでなく、現在は諏訪大社宮司が行う薙鎌³打ちも行っていた。また、用材関係の奉仕だけでなく、氏子（曳人足）の取りまとめや高島（諏訪）藩への報告等、山作の仕事は多岐にわたっていた（宮坂精通 1956 20-28）。また、明治維新直後の混乱期には、御柱祭の慣例通り継続を筑摩県⁴に訴える書状を提出している。

現在、山作は世襲の 8 軒の家族によってなり、基本的に家主が御小屋山の管理のほか、後述する伐採関係行事、御柱祭中の神事⁵、建て御柱での冠落とし⁶に奉仕している。かつての役割は、明治以降、各地区の氏子組織に引き継がれ、山作の役割は用材伐採関係と御柱祭での奉仕のみとなった。地元である玉川地区氏子組織での役職はなく、御柱祭では一般の曳き子として

参加するのみであるという。

また、神之原区では区民有志による諏訪大社上社御柱用材伐採奉仕会（以下、奉仕会）が、山作と共同で活動している。2002年に結成されたこの会の代表は、山作とは別である。上社伐採式での伐採奉仕のため、定期的に伐採練習を行っているほか、御小屋山での森林整備、食害対策ネットの設置に加え、樅の植林活動も行っている。これらの活動は、数十年から百数十年後を見越したものである。なお、奉仕会の結成以前は、区内から寄進者4~50人を募って伐採奉仕していたという。奉仕会は100人を越える組織であり、伐採式では山作とともに十数名ずつに分かれて作業する。奉仕会は山作を支える「技術集団」とであると言える。

山作を取り巻く状況は、大きく変わってきた。世襲職といえども、職業は会社員など様々である。しかしながら、山作という世襲集団の存在が、御小屋山の御柱用材調達地としての「伝統性」を証明するものとして重要であることに変わりはない。世襲奉仕を受け継ぐために、親子二代続けて、養子（婿）を迎えた家もあったという。

一方、諏訪大社下社の伐採奉仕においては、現在、山作に相当する世襲の集団はない。伐採奉仕は、東俣国有林がある下諏訪町町内10区が、用材8本の伐採を分担して行う。かつての用材調達は近隣の杣人（そまびと）が行っていたとされ、調達地は明治まで定まっていなかった。また、建て御柱での冠落としには、神之原区の「下方（しもかた）組」が奉仕している。彼らは山作とは異なる神之原区の氏子である⁷。

2-4. 御柱用材の確保の問題

先述したとおり、上社の御柱用材の「伝統的」調達地は、御小屋山である。御小屋山は、「御小屋の神様お願いだ」「御小屋の山の樅の木が里に下りて神となる」のように、御柱祭の木遣り唄にも多く唄われている。御柱自体に対する信仰については、不明な点が多いが、氏子たちの認識においては、木遣り唄が御柱の「聖性」や「神性」を象徴するものとしてよく引き合いに出される⁸。御小屋山は御柱用材揺籃の地であり、その場所自体が周囲の森林から「聖別」されていると言える。

しかしながら、御小屋山からの用材調達は過去3回（平成10年、16年、22年）の御柱祭にあたって、中断している。その理由は、用材となる樅の減少とされている。先述したとおり、用材として妥当な木は、樹齢150~200年とされる。このような巨木を7年目毎に8本確保するのは容易ではない。さらに、大きさが十分であっても内部の腐りがあるかどうかは、実際に伐ってみないと確認はできない。たとえ腐りがなくても、伐採の衝撃で損傷する可能性もある。このように、15世紀後半からと推測される御小屋山での用材調達は、潜在的に用材不足の問題を抱えながら行われてきたと言える⁹。

そんな中、昭和34年(1959)9月に東海地方を中心に大きな被害を与えた伊勢湾台風により、樅の成木の多くがなぎ倒されたとされる。諏訪地方は盆地であるため、台風による風の被害は歴史的に少なかったが、伊勢湾台風の強風による被害は甚大であった。御小屋山だけでなく、八ヶ岳山麓の区有林等に壊滅的な被害が出たほか、多くの家屋の屋根が飛ばされた。この伊勢湾台風被害によって、昭和50年代から御小屋山の用材不足が表面化したと言われている。

調達地の変更は、神職・大総代の話し合いによって決定された。平成16年の立科町町有林への変更については、新聞等のメディアで大きな話題となった。その時に諏訪大社宮司が行った説明で見られたのは、他所からの調達（御小屋山での調達の中断）は、御小屋山を「休ませ

る」ためであるという主張であった¹⁰。

御小屋山において、先述したような保全活動が行われていること自体が、御小屋山がもつ「伝統性」「聖性」を示していると言えるが、御小屋山が「休んでいる」現状は、「伝統行事」たる御柱祭においては、「異常事態」である。

木遣り唄にあるように、再び御小屋山から用材が調達されることが望まれていることは確かである。しかし、用材不足は一朝一夕には解決できない問題であり、実際は3回続けて別の山から御柱となる用材を調達し、御柱祭を行ってきた。平成10年は、下社の調達地である東俣国有林から、平成16年は諏訪地方を離れ、茅野市に隣接する北佐久郡立科町の町有林から、平成22年は同町内の国有林と町有林から用材の調達を行った。御小屋山の「復活」を目指しつつ、目下の祭りのためには、御柱となるにふさわしい巨木を得なければならない。それゆえの調達地の変更であったが、この変更は、用材は御小屋山のものでなくてもよいことを示すことになった。すなわち、「伝統的」調達地という場所性の否定であった¹¹。

ここで御小屋山をめぐる相反する状況が見て取れる。保全活動等で表明される御小屋山の「伝統性」がある一方、「別の山」の用材を御柱とすることによる、「伝統性」の暗黙の否定である。それでは、このような状況において、伐採式等の諏訪大社神事はどのように行われたのだろうか。筆者がフィールドワークを行った平成22年の神事を中心に、伐採関連行事について述べる。

3. 平成22年上社伐採関連行事

3-1. 候補木から御柱へ

伐採までの諸行事は、以下ようになる。まず、候補木8本を決定する仮見立てが行なわれる（上社は祭りの2年前、下社は3年前）。続いて、候補木を用材と定める本見立てが行なわれる（上社は前年、下社は2年前）。上社の本見立てでは清祓後、薙鎌を打ち込む、おね鎌打ちが行われる。

仮見立てでは、清祓い神事はなく、御柱用材の候補木として、柱名が書かれた木製の表示板が取り付けられるのみである。仮見立てによって、普通の縦の木から候補木となる。続く本見立てでは、清祓い神事後、薙鎌の打ちつけと表示板の取り付けを行なうことで、候補木から伐採を待つ用材となる。

上社では伐採式前に、いくつかの神事を行い、伐採に備える。これらは諏訪大社神職により、精進潔斎と安全祈願のために行われる。下社では、伐採式前に東俣国有林の入り口にある斧立社に参拝し、安全祈願を行なう。伐採は、上社は当年の3月、下社は前年の5月に行なわれる。用材に対して清祓が行なわれたのち、上社は山作・伐採奉仕会ら¹²によって、下社は下諏訪町各区によって、作業が行われる。なお、御柱担当地区の決定は当年の2月に行なわれる。上社は神前での抽籤式によって、8本それぞれの担当が決まる。下社は、慣例によって担当が決まっており、神前に担当地区を報告する神事が行なわれる。

伐採された用材は、上社は伐採から10日ほどで委託された業者によって、林内から車道に搬出され、山出し祭の出発地である綱置場にトレーラーで運ばれる。一方、前年の5月に伐採された下社用材は、しばらくそのまま放置され、11月頃に委託業者によって、出発地である棚木場へ輸送される。

安置された御柱は、山出し祭の前日までに担当地区によって、綱の取り付けやメドデコの取り付け（上社のみ）等の作業が行なわれる。これを木作り（きづくり）と呼ぶ。

次節以降では、平成 22 年上社御柱祭の伐採関係行事について行った参与観察を基に、各行事を概説する。

3-2. 上社仮見立て（平成 20 年 9 月 19 日）

平成 20 年 9 月、立科町町有林で仮見立てが行われた。早朝、氏子たちはチャーターした大型バスや自家用車で立科町女神湖駐車場に集まってくる。この日の参加者は総勢 900 名ほどであった¹³。出発式を行ったあと、参加者は一キロほど徒歩で車道を歩き、国有林及び町有林の中へと入る。事前に東信森林管理署によって下草が刈られ、林内には人ひとりが通れるほどの小道が作られている。管理署職員、神職、氏子、報道関係者が一列となり、候補木をめぐり、順に確認していく。めぐる順番は、予め設定されていたようである。

本宮一の見立てでは、まず山作によって、候補木の説明（長さ、曲がり具合等）が行なわれる。続いて、諏訪大社宮司が氏子たちに「この木を本宮一の御柱としてよろしいですか」と、問いかけを行なう。氏子たちからは「いいぞ」「異議なし」などの声とともに拍手が起こる。その声を聞いた上で、宮司はこの木を本宮一の候補木にすると宣言する。最後に、山作によって、柱の名が墨書きされた木製の表示板が、注連縄とともに取り付けられる。他の 7 本も同様に行なわれる。

見立て後、氏子たちは候補木の下に集まって、木遣りを唄ったり、表面を触ったり、写真を撮ったりする。特に人気であったのは、最大の本宮一の候補木で、自分の地区が抽籤式で当たるように、願掛けしていく人たちも見られた。8 本の見立てを終えると、出発式を行なった駐車場に戻り、午前中のうちに解散となる。早朝からはじまった見立ては約 3 時間で終了する。

3-3. 上社本見立て（平成 21 年 6 月 19 日）

6 月 18 日午前中、本宮で本見立て安全祈願祭が行われた後、午後には御小屋山の御小屋明神社で御小屋明神社祭が執り行われた。その翌日の早朝、仮見立て同様、立科町女神湖の駐車場に氏子たちが集結する。今回も参加人数に規制がかけられていた¹⁴。

仮見立てと同様に林内に入り、候補木 8 本を巡っていく。各候補木の前に到着すると、まず候補木についての詳細な説明が、山作によって行われる。候補木の周囲の大きさ、素性、木肌の状態、周辺の地形等の説明のほか、木作りでの留意点が伝えられる。次に、宮司による問いかけが仮見立て同様に行われ、氏子たちの同意の声がかかる。続いて、山作によって注連縄と表示板が新調される。

引き続き、神職による神事（おね鎌打ち神事）が行われる。清祓いが行われたのち、宮司によって高さ 2 メートルほどの位置に薙鎌が打ち込まれる。仮見立てと異なるのは、神職による一連の神事が前日から行われることである。これらのプロセスを経て、候補木は御柱用材として翌年の伐採を待つこととなる。

3-4. 山の神祭、七社明神社祭、火入れ式（平成 22 年 3 月 7 日）

御柱祭の年を迎え、上社御柱担当地区が決定し、各地区の準備が本格化するなか、伐採に係る一連の神事が行われる。そのなかで最初に行われるのが、山の神祭である。当祭は今回

の山作の当番である、原吉彦氏宅の床の間にて催行される。祭主は諏訪大社宮司であり、山作・神ノ原区氏子代表・大総代代表が参列する。山作は皆白丁姿である。床の間には、鍛冶仕事の神とされる金山彦命のほか、諏訪大神、御小屋大神の掛け軸がかけられ、その前に祭壇が設けられる。室内には用材に取り付ける表示板と神斧などの伐採道具一式が置かれている。神斧は諏訪大社より授けられた、柄の部分が朱塗りの斧である。伐採と冠落としにおいて、山作によって御柱に打ち入れられる。その他の道具は奉仕会のものと各担当地区の斧係（斧取り）のものである。当祭は、伐採までの作業の安全を祈願する祭りとして位置づけられており（近藤 1988、宮坂光昭 1992）、かつては正月に行われていたとされる（宮坂精通 1956）。

山の神祭終了後、神職と参列者は原氏宅より、神ノ原区（旧神ノ原村）の氏神社である、七社明神社に徒歩で移動する。同社で行われる七社明神社祭は、神前への奉告祭と位置づけられる。祭主は諏訪大社宮司であり、参列者は山作・神ノ原区関係者・大総代・伐採寄進者（奉仕会）奉仕会会員は、伐採に用いる斧や鋸を携えて参列しており、山の神祭同様、山での作業の安全祈願という意味付けもあると思われる。

終了後、神職らは再び原氏宅に徒歩で戻り、敷地内にある6畳ほどの鍛冶場に入る¹⁵。奥には神棚があり、右の壁際にはフイゴが置かれている。その横の地面に少しくぼみがあり、炭が入れている。左の壁際には150丁ほどの斧と鋸が立て掛けられている。また、壁を伝って四方には注連縄が張られている。

火入れ式に先立って神棚に向かい神事が行われる。祭主は諏訪大社宮司である。参列者は七社明神社祭と同じであるが、鍛冶場に入りきらず、外で整列する。続いて、火入れ式が行われる。まず、山作当番である原氏が、鉄板を金槌で叩く。出た火花を硫黄に着火させ、火種とし、炭の中に入れる。ふいごを使い炭に火が移ったところで火入れをはじめ。原氏が朱塗りの神斧から、伐採道具（斧、鋸）を数秒ずつ火にかざしていく。火入れは刃の両面に行われる。150丁の火入れを終えると、神職と参列者が玄関前に整列し、あいさつ後解散となる。清められた各担当地区の斧係（斧取り）の道具は、火入れ式後すぐに持ち帰られる。

3-5. 伐採安全祈願祭・御小屋山山の神祭・御小屋明神社祭（平成22年3月10日）

伐採前日となる3月10日午前中、上社本宮に山作らが参集する。大総代、山作、寄進者（奉仕会）代表が参列し、上社本宮幣拝殿にて上社御柱伐採安全祈願祭が行われる。祭主は諏訪大社宮司である。

午後には御小屋山に向けて本宮を出発し、乗用車で御小屋山入り口まで移動する。入り口近くには石製の祠がある。山作が山入りする際に参拝する御小屋山山の神社である。今回の山入りにあたって、当社の例祭を催行する。

祭主は諏訪大社権禰宜であり、諏訪大社宮司は参列する。また、この祭りにあたり、御柱と鳥居を新調する。御柱は祠の周囲に4本建てられる。鳥居は簡素なもので、長さ2メートルほどの棒2本に紐1本を渡し、四手をいくつか垂らしたものである。

山の神祭後、山作と神職を先頭に御小屋山へ入山する。山の神社から徒歩5分ほどで御小屋明神社に到着する。同社は高さ2メートルほどの石祠である。祭りにあたり御柱4本が新調される。続いて、明日の伐採で使用される各用材の表示板が社前に置かれる。

諏訪大社宮司が祭主を務め、御小屋明神社祭を催行する。山作、大総代のほか神ノ原区関係者と伐採寄進者（奉仕会）も参列する。当祭は奉告祭である。祝詞のなかで御柱祭が行われる

ことと、用材に関することを神前に奉告し、その行程の無事を祈願するものである。資料1に示したのは、昭和61年(1986)の御小屋明神社祭の祝詞である。傍線部①、②では、御柱祭の催行と根切り(伐採)についての奉告が行われている。また、傍線部③では作業の無事が祈願されていることが読み取れる。

資料1 御小屋明神社祭祝詞

「これの御小屋山をうしはきいます掛けまくも畏き御小屋明神と称えこと竟へ奉るわが大神の大前にかしこみかしこみも白さく。遠つ上つ御代御代受け継ぎつたへ来し古き例のまにまに、①わが諏訪大社七年にひとたび仕へ奉る大御柱曳きたての神事仕へ奉るがゆえに、八十日ひはあれども、今日の生く日の足る日の朝日の豊栄昇りに、②大御柱木の根切りの神事仕へ奉らくと山作りの人々を始めて、かかずらへる杣人もろもろ忌まはり清まはり、これの御小屋の神山の大山にわけ登り、いましも大前にみ饗み酒をたて奉りて、み祭仕へ奉るさまを平らけく安らけくきこしおして、一年前よりいはひ置きける八本の大木の根切りのわざ仕へ奉る山作り初めて、③あまたの杣人たちがかりそめにも手のつまづき足のつまづき有らしめ給はず、いかしく美はしく仕へ奉り竟へしめ給へと、かしこみかしこみも白す」

(近藤 1988 22 傍線は筆者)

平成22年の御小屋明神社祭では、祝詞の内容全てを記録することができなかったが、「定めがたし」という言葉を聞き取ることができた。この言葉から、御小屋山の樅の木が今回の御柱としては未成熟であり、それに代わって立科町国有林と町有林から伐採することが、奉告されていると推察される。祭り終了後に宮司が参列者へ行ったあいさつにおいても、「御小屋の神様への奉告がこのお祭りの本意である」と述べられていた。

3-6. 上社伐採式(平成22年3月11日)

上社伐採式にあたり、仮見立て・本見立て同様、女神湖駐車場に各担当地区がチャーターした大型バスが集まる。しかし、今回はその数が比較にならないほど多く、見た限りで100台以上である。また、奉仕会もバス数台で現地に入っている。

女神湖周辺は前日夜から数センチの積雪があり、周囲の山々は真っ白に染まっている。空は晴れ、冷え込みは厳しかったが、伐採には最適な天候であった。女神湖駐車場で出発式を行い、氏子たちは自分たちの担当する御柱へ移動する。バスで最寄りの林内の入り口まで移動し、徒歩で御柱へ向かう。

筆者は、金澤(茅野市)・富士見(富士見町)が担当する、前宮三の用材伐採を見学した。以降の伐採における記述は、前宮三に関するものである。前宮三の用材は車道から数メートルの位置に建っており、氏子たちは車道とその路肩部分から作業を見守った。車道は通行止めであったが、関係車両が通行するため、金澤・富士見の消防団員と警察官が交通整理を行なった。また、伐倒方向を中心に用材の周囲には規制のロープが張られていた。

伐採にあたり、諏訪大社神職が清祓い神事を行う。その後、白丁姿の山作が火入れ式にて清めた神斧と鋸を、それぞれ3度用材に入れる。続いて斧入れ式に移る。金澤・富士見大総代以下、両地区の斧係が各自3度用材に斧を打ち込んでいく。斧入れが終わると両大総代のあいさつと奉仕会からの作業説明が行なわれる。木遣り唄が響くなか、伐採作業がはじまる。

まず、薙鎌と表示板が外され、受け口をつくるため、鋸が入れられていく。数分間鋸を入れたところで、斧で受け口を作っていく。受け口は伐倒方向側に作られる切り口である。作業は山作、奉仕会、金澤・富士見斧係が交代で行なう。斧が入る度に氏子から「ヨイショ」や「ヨイサ」という掛け声がかかる。作業の合間には木遣りが唄われ、氣勢が上げられる。用材の上部にはロープが結ばれており、伐倒方向に伸ばされている。伐倒予定の位置には十数本の添え木が置かれている。

1時間ほど受け口を作る作業を行なったところで、鋸で追い口を作る作業をはじめ。追い口は受け口の反対側に作る切り口である。この時点で受け口の幅は用材の三分の一ほどまで広がっている。

伐倒が近くなったため、氏子に注意が促され、規制区域が広げられる。作業者の退避スペースも確保される。30分ほど追い口に鋸を入れたところで、楔を打ち込みはじめる。受け口の作業は終了しており、作業は追い口への鋸入れと楔の打ち込みのみとなる。十数名の氏子が伸ばされたロープを持ち、伐倒に備えている。

楔の打ち込み開始から20分。ロープを持つ氏子たちへ「引いて」という声がかかり、作業者たちは退避する。用材がゆっくりと揺れているのが確認できる。1分ほどロープが引かれると用材はゆっくりと雪煙を上げながら、予定通り車道に沿って伐倒する。氏子たちから歓声上がる。開始から2時間弱で無事伐採される。

山作らによって用材の長さが測られる(尺取り)。続いて、伐採作業者によって「柚山(そまやま)祭」が行われる。切り株に先端の枝を差し込み、お神酒、塩、みかんを供え、拝礼する。氏子たちが用材に集まり、枝打ちを行ったり、写真を撮ったりする。金澤・富士見それぞれで終了式を行い、解散となる。氏子たちは用材の枝を各々持ち帰っていく。

4. 考察

4-1. 伐採関連行事の比較

前章では平成22年上社御柱祭の伐採式までのプロセスを述べた。平成22年は、用材調達地が御小屋山ではなく、立科町町有林・国有林となり、先述したような行事構成となった。では、平成22年以前はどうかであったのか。本章では、平成4年以前、平成10年、平成16年の伐採関係行事を比較し、用材不足に伴う、行事構成の変化について、資料2を参照しながら述べる。

以下に示した資料2は、平成4年以前と、それ以降の伐採関係行事の日程を一覧にしたものである。平成22年については、筆者自身が確認したが、それ以外は、文献・新聞等を基にした。平成4年以前の行事については、主に文献(近藤1988、宮坂1992)より引用した。平成4年以前は、用材伐採が「伝統的」に御小屋山で行われていたことから、本稿では便宜的にこのプロセスを調達地変更以前の「伝統的」プロセスとする。

「伝統的」プロセスにおいては、本見立て当日と伐採式当日に御小屋明神社祭を行い、その後伐採を行なっている。また、火入れ式等の山作による神事は伐採式の前日に行っている。しかし、平成10年以降の御小屋山以外での用材調達の際は、日程が変更されている。東俣国有林にて用材を調達した平成10年には、本見立て前の御小屋明神社祭が行われなかった(平成16、22年は本見立て前日に実施)。その一方で、伐採式の6日前には御小屋明神社祭等の神事を御小屋山にて行なった。加えて、伐採式2日前には下社伐採式に倣い、東俣国有林の入り口

資料2 諏訪大社上社伐採式までの行事日程の比較

御柱祭 開催年	平成4年(1992) 以前	平成10年 (1998)	平成16年 (2004)	平成22年 (2010)
------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------

【用材調達地】

用材調達地	御小屋山 (社有林)	下諏訪町東俣国有 林	立科町町有林	立科町町有林・ 立科山国有林
管理(所管)	諏訪大社・山作	南信森林管理署	立科町・東信森 林管理署	立科町・東信森 林管理署

【伐採式までの諸行事】

仮見立て	2年前	H8年9月14日	H14年9月11日	H20年9月19日
本見立て安 全祈願祭	記述なし	H9年6月24日	H15年6月20日 か	H21年6月18日
御小屋明神 社祭	本見立て当日	なし	H15年6月20日 か	H21年6月18日
本見立て・ おね鎌打ち	前年	H9年6月25日	H15年6月21日	H21年6月19日
山の神祭、 七社明神社 祭、火入れ 式	伐採式前日	H10年3月10日	H16年3月14日	H22年3月7日
御柱伐採安 全祈願祭	伐採式当日か	H10年3月20日	H16年3月15日 か	H22年3月10日
御小屋山山 の神祭	記述なし	H10年3月12日	H16年3月15日	H22年3月10日
御小屋明神 社祭	伐採式当日朝	H10年3月12日	H16年3月15日	H22年3月10日
その他行事		斧立社祭 (H10年3月18 日)		
伐採式	当年の3月	H10年3月20、21 日 ¹⁶	H16年3月18、 19日 ¹⁷	H22年3月11日

にある斧立社にて神事（斧立社祭）を行なった。

平成 16、22 年は基本的にまったく同じプロセスを経て、伐採式までを行った。本見立て・伐採式ともに、御小屋明神社祭を前日に行った。御小屋明神に奉告を行ったうえで、立科へ移動し、行事に臨むというプロセスであった。このプロセスは、御小屋山の「伝統性」を維持するものとして理解できるが、山仕事を行う際に山の入り口で行う、「山入り」の儀礼として適当であるのかについては疑問である。

4-2. 「山入り」の儀礼と調達地変更

山入りとは、山仕事を開始する際の林業儀礼である。その信仰対象は所謂「山の神」である。例祭は、正月年初の初山入り・初山踏みでの祭りと春秋二季にほぼ定期的に催される祭りに区分できる（『日本民俗事典』より）。御小屋明神社祭はどちらにも当てはまらないが、山中での作業前に、山の入り口にある社への奉告と作業の安全を祈願して行われることから、「山入り」を行う際の林業儀礼のひとつと位置づけることができる。

御小屋明神社祭後、御小屋山で伐採式が行われることは、「祭祀—山仕事」というプロセスを順守したものであると言える。しかしながら、御小屋明神社祭後の翌日に別の山林にて伐採式を行うことは、「祭祀—山仕事」のプロセスから見て、空間的・時間的に断絶があると言わざるを得ない。

この断絶について、諏訪大社がどこまで認識しているのかはわからないが、先述した通り、平成 22 年の御小屋明神社祭では、祝詞奏上において御小屋山からの用材調達が行われないことが神前に奉告されている。この変更は、「伝統性」の断絶—御小屋山以外からの用材調達—を象徴するものである一方、御小屋山の「伝統性」の維持—御小屋明神への奉告と祈り—を示すものとも解釈できる。すなわち、平成 10 年以降の御小屋明神社祭は、林業儀礼としては必ずしも適当な形式を順守していないが、奉告祭という神事としては逸脱するものではないと考えられるのである。

さらに、立科町の山林に「山入り」する際の祭祀がまったく考慮されていないわけではない。先述した通り、平成 10 年の東俣国有林での伐採式にあたっては、下社伐採式と同様に、斧立社に参拝し、「山入り」した。平成 16、22 年には、見立てのための移動中に立科町町有林内にある五社神社¹⁸への参拝が行われており、立科山への山入りに対する配慮が伺える。今後、立科町内での用材調達が続くならば、五社神社をはじめ周辺の社での祭祀が「創出」される可能性がある。

おわりに

本稿では、諏訪大社上社御柱祭における伐採関連行事が、用材調達地の変更に対し、どのように変更されたかを論じた。確認できたのは、ひとつに、用材調達地が変更されたのにも関わらず、御小屋山での神事がそれまでとほぼ同じ形で行われたことである。見立て、伐採の場所は変わっても、御小屋明神へ奉告することは、御小屋明神社が御柱祭とは切り離せない信仰対象であることを表している。もうひとつは、斧立社祭や五社神社への参拝を行い、「祭祀—山仕事」のプロセスを踏襲しようとする意図がうかがえることである。

これらの対応は、「伝統行事」の権威性・連続性の維持のためのものである。御小屋明神の

存在を守りつつも、他所での見立て・伐採に対応するため、神事等のプロセスを追加する。このような「実践」によって、「伝統行事」は存続してきたのであり、今後もそうであり続けると考える。

今後は、本稿では対象とすることができなかつた、神職や氏子たちの用材調達地変更に対する考えについて調査を行い、稿を改めて現在の「伝統行事」について論じることとしたい。

注釈

¹ 御宝殿は、上社本宮、下社春宮、同秋宮に東西二つずつある。この造営は御柱祭の度に必ず行われるわけではない。平成16年には、屋根の葺き替えのみが行われた。

² 「やまつくり」「やまづくり」と呼称されるが、「山見（やまみ）」と表記されることもある。

³ 諏訪大社の「神器」とされ、蛇や鳥に似た形状をしている。上社本見立てでは、鋼鉄製の薙鎌が用材に打ち込まれる。戸口や樹木に鎌を打ち付けて、風払い・風除けを祈願するという民間信仰から派生したものとされる。諏訪大社祭事の神幸行列にも、旗や矛に混じって薙鎌（棒の先に取り付けたもの）が同行する。

⁴ 廃藩置県により、明治4年（1871）年、長野県（現在の北信地方）と筑摩県（現在の南信地方と岐阜県飛騨地方）が置かれたが、明治9年（1876）には筑摩県は廃止され、南信地方は長野県、飛騨地方は岐阜県に編入された。

⁵ 上社里曳き祭初日、諏訪大社本宮より、御柱迎への行列が出発する（御柱迎神事）。行列は、先頭を行く本宮一の御柱に出会うと本宮へ引き返し、幣拝殿にて例祭が行われる（御柱大祭）。この行列には神輿のほか御舟が加わる。山作はこの舟の製作に奉仕し、行列にも供奉する。

⁶ 御柱が建立位置に曳きつけられたのち、先端部を三角錐の形に加工する「冠落とし」が行なわれる。この作業にあたって、山作によって最初の斧が入れられる。

⁷ 下方組については、管見の限り、先行研究や記録等に記述は見られず、奉仕の歴史等、その詳細についてはよくわからない。

⁸ 逆説的には、御柱の「聖性」「神性」を直接的に指し示すものが、木遣り唄の歌詞しかないことも指摘できる。

⁹ 現在のような大きさの御柱の調達が続く限り、どの山林においても用材不足の問題は起こりうる。下社の調達地である東侯国有林においても同様で、用材伐採地が祭り毎に標高が高く険しい場所に移動しているという。

¹⁰ 諏訪大社が、平成16年の調達地変更に対して行なったメディアでの説明（言説）については、拙稿（石川2009）で分析を行なっている。

¹¹ 用材不足にあたり、樹種変更の選択肢はなかったのかについては、管見の限りよくわからない。

¹² 平成22年の伐採では、御柱担当地区の斧係（斧取り）も伐採作業に加わっていた。

¹³ 事前に諏訪大社から8つある御柱担当地区に対して、参加者は各地区100名までという通達があった。これは、国有林の保護（踏み荒らしの防止）ための措置であった。また、出発式では、ゴミの持ち帰りや煙草等の火気への注意喚起が行なわれたほか、ラップ等の鳴り物の禁止、旗・幟の持ち込みの禁止、一列で歩くことなど林内での行動規制に関する説明が行なわれた。

¹⁴ 上社御柱候補木見学会が7月18、19、20日と諏訪大社上社御柱祭安全対策実行委員会主催で行われた。この会は、用材が見たいという氏子たちの要望を受け、大総代会が独自に企画した初めての試みであった。各担当地区の氏子が3日間に分かれて参加し、大総代の先導で用材を見て回った（長野日報2009年7月19日）。このような行事の「創出」は、仮見立てと本見立てでの参加人数規制を補うためであると考えられる。

¹⁵ 火入れ式は鍛冶場のある原氏宅で行なわれる。平成22年は原氏が当番であったため、山の神祭も同氏宅で行われた。

¹⁶ 用材清祓を20日に行ったが、悪天候のため伐採式は21日に延期された。

¹⁷ 前宮二の用材に腐りがあったため、予備木の伐り直しを行ったが、その木も伐倒時に損傷したため、19日に改めて別の予備木を伐採した。

¹⁸ 立科町有林内にある五つの社の総称。石製の鳥居と五つの祠（蓼科神社、伊勢神宮、御嶽神宮、諏訪大社、山の神）がある。成立に関しては不明であるが、国有林の払い下げで炭焼きや植林を行っていた林業従事者（特に御嶽講）が山の神を兼ねて祀ったものとされる。

参考文献

足立重和

2001「伝統文化の管理人—郡上踊りの保存をめぐる郷土史家の言説実践」『社会構築主義のスペクトラム

- ーパースペクティブの現在と可能性』中河伸俊編 pp.175-193 ナカニシヤ出版
- 2004「常識的知識のフィールドワークー伝統文化の保存をめぐる語りを事例として
『社会学的フィールドワーク』好井裕明・三浦耕吉郎編 pp.98-131 世界思想社
石川俊介
- 2009「近年の諏訪大社御柱祭の御用材調達ー上社を中心にー」『名古屋大学人文科学研究』 38 pp.117-126
名古屋大学文学研究科
クリフォード・ギアツ
- 1987『文化の解釈学Ⅰ』 吉田禎吾ほか訳 岩波書店
近藤信義
- 1988「諏訪大社式年造営御柱大祭の研究ー上社を中心にー」『立正大学人文科学研究年報』 26 pp.16-37
立正大学人文科学研究所
島田潔
- 2007「近年の御柱祭に見る不変と可変ー社会意識と祭りの動態ー」『諏訪系神社の御柱祭ー式年祭の歴史
民俗学的研究ー』松崎憲三編 岩田書院 pp.37-75
福島真人
- 1993「儀礼とその釈義ー形式的行動と解釈の生成」『課題としての民俗芸能研究』. 民俗芸能研究会
／第一民俗芸能学会編、pp. 99-154、ひつじ書房
宮坂精通
- 1956『諏訪の御柱祭』甲陽書房
宮坂精通他
- 2003『おんばしら 諏訪大社御柱祭のすべて』信州・市民新聞グループ
- 2009『おんばしら 諏訪大社御柱祭のすべて (改訂版)』信州・市民新聞グループ
宮坂光昭
- 1992『諏訪大社の御柱と年中行事』郷土出版社
向井明・宮坂源吉
- 2005「地域伝統文化を支える森づくりー「御柱の森」における取り組み」『平成16年度中部森林技術交
流発表集』pp.58-64 中部森林管理局

(いしかわ しゅんすけ／名古屋大学大学院博士課程後期課程比較人文学専攻)